

令和2年度「福祉ボランティア専門研修事業」実施要綱

1 目的

複雑多様化する福祉課題に 대응するため、ボランティアやNPO、当事者団体等が地域で様々な福祉活動を行っています。

このような活動に対し、より高い専門性をもった人材を育成することや当該団体の活動の充実・活性化を図ることを目的に「福祉ボランティア専門研修」を実施します。

2 実施方法

県内で活動している地域福祉活動団体(ボランティア団体、NPO法人、当事者団体、社会福祉法人等『以下「団体」という』)に対し研修企画案を公募し、目的にそった団体等に研修業務を委託します。

3 応募資格

- (1) 団体等は非営利団体であること。(法人格の有無は問いません)
- (2) 応募しようとする研修内容と関連する事業や活動を実施していること。
- (3) 県内に主たる活動拠点があり、原則として1年以上の活動実績があること。
- (4) 応募団体は、原則10人以上の会員(構成員)があること。
- (5) 他事業と混同することなく、実施計画、事業報告、領収書等証憑書類が正確に提出できる団体であること。

4 委託要件

次の要件を満たす専門研修を行う団体を対象とします。

- (1) 20時間程度(休憩時間(2時間程度)を含む)の専門的な研修を行うこと。
- (2) 研修を実施する当該団体の会員(構成員)の専門性を高める研修であること。
- (3) 受講者数は10人以上とし、公募等により新たに5人以上の受講者を確保できること。
- (4) 新規受講者は研修終了後、原則当該団体で活動することが見込めること。
- (5) 専門研修のテーマは、福祉分野での専門的なものであること。

【専門的な研修の例】

- *子育て：託児、読み聞かせ、引きこもり支援、子育てサロン、紙芝居やエプロンシアターの作成、子ども食堂 等
 - *障がい者：障がい児(者)の支援、移動サービス 等
 - *高齢者：認知症介助、高齢者主体のサロン、生活支援ボランティア 等
 - *共通：家事支援、介護支援、地域通貨、傾聴技法、カウンセリング、コミュニケーション技術、サロンレクリエーション、フードバンク 等
- 例示を参考に組み立てをしてください。2つ以上の組み合わせでの取り組みでも構いません。また、今回の公募では、従来から実施している手話や点字等に関する研修は除きます。(他に助成を受けている研修への重複はできません)

5 委託予定団体数

5団体程度

6 委託金額

委託金額は、1団体30万円(消費税込)を上限とします。

応募数及びその内容により、1団体の委託金額を決定します。

7 事業実施期間

契約の日から、令和3年3月15日（月）まで

8 応募期間及び方法

(1) 応募期間

令和2年5月25日（月）まで（当日消印有効）

(2) 提出する書類

- ① 福祉ボランティア専門研修事業実施申込書 … 別紙1
- ② 企画書（実施計画書） … 別紙2
- ③ 研修スケジュール及び研修内容 … 別紙3
- ④ 事業費の積算（予算） … 別紙4
- ⑤ 実施団体調書 … 別紙5

(3) 応募方法

下記応募先に応募期間内に郵送または持参してください（締切厳守）。期限内であっても書類不備の場合は受付できません。応募に関する経費は、申込者の負担となります。なお、提出された書類は返却しません。

9 委託先の選考・決定

(1) 書類選考 要件や内容が要綱に合致しているか等について書類選考をします。

(2) 審査会 書類選考を通過した応募団体には、FAXで審査会への出席についてお知らせしますので、内容の説明（プレゼン）や質疑に回答できる方が出席してください。

「福祉ボランティア専門研修審査会」

日時：令和2年6月23日（火）13時～（予定）

場所：大分県身体障害者福祉センター 2階生活訓練室洋室

(3) 決定通知 審査の結果を7月中旬までに文書により応募団体に通知します。

10 委託契約の締結（決定後の手続きをもって契約とします）

決定した団体は、大分県社会福祉協議会（以下「県社協」）と委託契約を締結します。

(1) 対象経費は、事業実施に必要な経費（謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、会議費、保険料等）のみで、領収書等で確認ができるものです。通常の電話代や光熱水費等、団体活動費などへの支出は不可です。実績報告には領収書等の写しが必要となります。※食料（食事、食材）費、お菓子代は認められません。

(2) 委託料の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとなりますが、受託団体の状況により、事前の概算払いをすることができる場合があります。

(3) 受託団体は、県社協の承認を得ずにその業務を一括して第三者に再委託することはできません。

11 事業報告

(1) 県社協は、事業の遂行状況の報告を求めたり、視察をすることがあります。

(2) 研修終了日から14日以内に事業報告書等を提出していただきます。

12 問い合わせ・応募先

社会福祉法人大分県社会福祉協議会 大分県ボランティア・市民活動センター

〒870-0907 大分市大津町 2-1-41 TEL 097-558-3373

E-mail k_eto@oitakensyakyo.jp FAX 097-558-1296

※申込書等の様式(WORD)が必要な方は、県社協ホームページから取得してください。

別紙1

福祉ボランティア専門研修事業実施申込書

年 月 日

社会福祉法人大分県社会福祉協議会長 殿

郵便番号

団体所在地

団体名

代表者氏名

印

連絡先（電話及びFAX）

年度「福祉ボランティア専門研修事業」に、以下のとおり関係書類を添えて
申し込みます。

申込専門研修名	※抽象的でなく、目的が明確となる名称にしてください
添付書類	1 企画書（実施計画書）・・・別紙2 2 研修スケジュール及び研修内容・・・別紙3 3 事業費の積算（予算）・・・別紙4 4 実施団体調書・・・別紙5

※添付の各書類(別紙2～5)はそのまま審査用紙となりますので、はっきりとお書きください。

企 画 書（ 実 施 計 画 書 ）

1 研修の目的（研修をすることによって、どのような専門性が得られ、どのような人に対してどのような活動をするのかについて明確に記入のこと）

2 研修の概要（研修の骨格となるものについて、具体的に記載のこと）

3 研修受講予定者

1) 現会員からの受講予定者数 (名)

2) 会員外からの新規受講予定者数 (名) ※最低10名以上の確保が必要です。

※ 原則として新規受講者は研修終了後、貴団体へ登録して活動するよう積極的な取り組みを行ってください。

4 研修による効果の予想と今後の活動予定

別紙3

研修スケジュール及び研修内容

時 間 ※おおよその時間配分	研修内容及び講師（予定）	研修のねらい
合計研修時間 (時間)		

複数日に及ぶ場合などは、この様式を複写してください。

※20時間程度（休憩時間（2時間程度）を含む）ないと対象外です。（視察研修は対象外です）

別紙4

事業費の積算（予算）

区 分	金 額 (円)	内 訳
謝 金		
旅 費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
賃 借 料		
会 議 費		
保 険 料		
合 計		

- 1) 予算の合計は、30万円以内としてください。
 - 2) 本事業「福祉ボランティア専門研修」に係る必要経費のみを記入してください。
 - 3) 貴団体会員への謝金・旅費、視察研修等に伴う謝金・旅費等は認められません。
また、備品購入は原則として認められません。
- ※ この予算はあくまでも参考とさせていただきます。場合によっては減額していただくこともありますので、ご了承ください。

実施団体調書

団体名	
所在地	〒 -
代表者	
事務担当者 (通知等送付先) ※各項目必須	氏名： 連絡先住所 〒 - TEL： FAX： メールアドレス：
設立年月日	
法人取得年月日	
団体の活動目的	
主たる活動	
会員数	名（男性 名・女性 名）※10名以上
予算規模	前年度決算額 千円 今年度予算額 千円
活動実績	
その他特記事項があれば記入してください	